

## 地域医療構想推進委員会の取組について

### 1 今年度の取組方針

「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）（参考資料 6-1 参照）を参考に、以下のとおり取組を進める。

- 原則、年 2 回開催する。  
（愛知県病院団体協議会の自主的な取組を踏まえ協議を行う。）
- 「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等 2025 プラン」に対する各地域医療構想推進委員会委員からの意見を踏まえ、地域医療構想を踏まえた各プラン策定医療機関の 2025 年における役割を順次決定していく。  
（役割については毎年度確認を行い、変更があった場合には再度協議する。）
- 各プラン策定医療機関以外の医療機関の役割について、今年度中に協議を始める。
- 非稼働病棟を有する医療機関への対応方針に対する各地域医療構想推進委員会委員からの意見を踏まえ、構想区域ごとに対応方針を決定し、順次対応を進める。
- 平成 29 年度病床機能報告結果を提示し、個別の医療機関の医療機能や診療実績等について情報の共有を行う。

注）本県のスケジュール（予定）については、資料 7-2 を参照。

### 2 平成 30 年度第 1 回地域医療構想推進委員会の開催状況

#### （1）新公立病院改革プラン、公的医療機関等 2025 プランを踏まえた将来担う役割に関する協議

＜協議結果＞ 詳細については資料 7-3 参照

区分	対象医療機関数	役割を決定した医療機関数	継続審議となった医療機関数
新公立病院改革プラン	26	18	8
公的医療機関等 2025 プラン	38	37	1
計	64	55	9

#### （2）非稼働病棟を有する医療機関への今後の対応に関する協議

＜協議結果＞

対応方針	構想区域
今年度第 2 回地域医療構想推進委員会から協議を行う（必要に応じて、対象医療機関に推進委員会への出席・説明を求める）	5 構想区域 〔名古屋・尾張中部、海部、尾張北部、 知多半島、西三河南部東〕
来年度の地域医療構想推進委員会から協議を行う 〔今年度は、対象医療機関や推進委員会への出席・ 説明を求めるかどうかを決定〕	6 構想区域 〔尾張東部、尾張西部、西三河北部、西三 河南部西、東三河北部、東三河南部〕
非稼働病棟を有する医療機関への対応は行わない	該当構想区域なし

#### （3）地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の役割等に関する意向調査について

- 今年度第 2 回地域医療構想推進委員会において、「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等 2025 プラン」策定医療機関以外の医療機関の役割の決定に向けた協議を進めるため、県独自調査（調査項目：①平成 30 年 7 月 1 日現在の医療機能、②2025 年 7 月 1 日時点の医療機能の予定、③将来担うべき役割の方針、④非稼働病棟の有無及び今後の予定、⑤地域医療構想を踏まえた今後の役割）を実施することについて説明し、合意を得た。

#### （4）その他（該当構想区域のみ）

- ・「有床診療所の病床整備計画（以下「有床診療所整備計画」という。）」に対する意見聴取
- ・「回復期病床整備費補助金（地域医療介護総合確保基金事業）の交付申請に係る整備計画書（以下「回復期病床整備計画書」という。）」の適否について意見聴取  
（いずれの審議も非公開）

### 3 今年度第 2 回地域医療構想推進委員会における取組について

- 県独自調査の結果を踏まえ、今年度中に「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等 2025 プラン」策定医療機関以外の医療機関の役割の決定に向けた協議を行う。
- 各構想区域において、決定された対応方針に基づき非稼働病棟を有する医療機関への対応を進める。
- 合意が得られていない「新公立病院改革プラン」又は「公的医療機関等 2025 プラン」策定医療機関の役割について、引き続き協議を行い決定していく。
- 「有床診療所整備計画」又は「回復期病床整備計画書」の提出があれば、意見聴取を行う。

### 4 地域医療構想推進委員会の活性化に向けた取組みについて

#### （1）本県における地域医療構想アドバイザーの選出について

##### ア 就任いただいた地域医療構想アドバイザー

公益社団法人愛知県医師会 理事 伊藤 健一氏

##### イ 推薦理由

愛知県地域医療構想の内容を理解し、病院経営に関する知見を有するとともに、病床機能報告に基づくアセスメント等を行うなど、地域医療構想推進委員会の事務局機能を補完していただくことが可能なため。

##### ウ 就任期間

平成 30 年 8 月 31 日から平成 31 年 8 月 30 日まで  
（厚生労働省より平成 30 年 8 月 30 日付けで就任依頼）

#### （2）地域の実情に応じた定量的な基準の導入について

##### ア 背景

地域医療構想における病床数の必要量と病床機能報告の 4 機能別の病床数は、単純に比較できるものではなく、実際の病棟には様々な病期の患者が入院している中、回復期機能を担う病床が大幅に不足していると誤解させる事態が生じているという指摘があり、厚生労働省から、各県の議論を活性化する観点で本年度中に定量的な基準を導入するよう通知（参考資料 6-2 参照）が発出されている。

##### イ 今後の予定

今後、公益社団法人愛知県医師会等の医療関係者等と協議を経た上で、愛知県における地域の実情に応じた定量的な基準の導入を検討する。